

退職等される方で、引き続き府庁生協の組合員を希望される場合

京都府庁生活協同組合

(注意) [定年などで退職されても、府庁の職場(学校現場等を除く)に再任用や嘱託などで引き続き勤務される方は、この手続きは不要です。(組合員資格は継続されます。)]

●退職し府庁の職場に再任用や嘱託などで勤務されない方や、学校現場等に異動される方は、組合員資格が無くなります。しかし、引き続き府庁生協の組合員として残ることを希望される場合は、下記の申し出をしていただくことにより、この組合の職域に勤務していた者として組合員(「2号組合員」。定款第6条第2項)資格の継続ができます。なお、「2号組合員」の資格もこれまでの資格と何ら変わりはありません。

●手続き ○この「申出書」を生協総務課に提出してください。(FAX可 075-441-2686)

郵送の場合 〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁内 京都府庁生協総務課

○「申出書」を提出いただいた時点で、「2号組合員」として継続することを府庁生協が承認したことになります。

○組合員番号は変更しませんので、組合員証(プラスチックカード又は紙製)はそのままご使用いただけます。

○2023年1月から組合員証がスマホアプリに変わりました。紙製からスマホアプリに切替えを希望される方は、総務課にご連絡ください。

●問合せ ご不明の点がありましたら、府庁生協総務課へお問合せください。(TEL 075-441-7657)

.....き り と り.....

2号組合員への継続申出書

年 月 日

京都府庁生活協同組合 様

私は、・退職 ・学校現場等への異動 をしますが、引き続き「2号組合員」(勤務していた者)として組合員資格を継続したいので申し出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名		TEL	- -
現住所	〒 -		
メール			
(旧)職場名		職員番号	
組合員No.	6099 - -	←組合員証に記載	

生協記入欄

区分	6 府職員 7 生協職員 91 臨職等 92 退職者 93 付近に住所	
加入日		担当者